

宮島口

しゃもじ広場

イベント利用等
ガイドライン

2024年4月



1. 宮島口しゃもじ広場 イベント利用等の利用規約

本規約は、宮島口しゃもじ広場（以下、広場）を管理・運営する広島県、廿日市市、広島電鉄株式会社（以下、管理者）と、芝生広場をイベント等に利用する者（以下、利用者）との間で、広場の利用に関する条件等を定めたものです。

1) 利用範囲

・広場 約 5,300 m²

※広電宮島口駅周辺及び HIRODEN etto 周辺は什器の設置ができない箇所があります。

（駅ホーム端から 4.5m、etto 壁面から 1.5m）

・電源 (15A 100V (1500W) コンセント/2 口) ×10 箇所

・散水栓 2 箇所、流し台 1 箇所



2) 利用可能時間

・利用可能時間は原則として午前 9 時から午後 9 時までです。搬出入や設営・撤去も含めて時間内に行ってください。

・イベントの内容またはやむを得ない事情により上記利用可能時間に収まらない場合、また、イベントが複数日に渡る場合は、管理者との協議により利用時間を別途定めることがあります。

3) 使用料金

①使用料金は以下のとおりです（税込）。なお、1 日とは午前 9 時から午後 9 時までを指します。

利用時間は、利用申込時に予め確定させてください。利用日当日の急な短縮・延長は対応いたしかねます。

出店ブース	間口 3.2m×奥行 3.2m以内（概ね 10 m ² 以内）	1 区画	1,500 円/日
キッチンカー	軽自動車	1 台	3,000 円/日
	普通車・1～2 tトラック	1 台	3,900 円/日

※ただし、来場者動線/たまり場が必要な場合は、その範囲についても料金が発生する可能性がありますので、事前にご相談下さい。

※利用範囲や申込期日について、ご要望がございましたら、管理者までお問合せください。

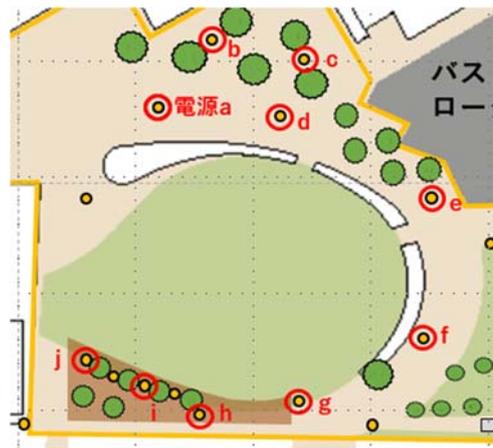
②電源（15A 100V（1500W）コンセント/2口）については、電源 a～d、電源 e～j それぞれ使用毎に 1,100 円（税込）を別途お支払い頂きます。

※例えば…電源 a～d の内 3 か所使用→1,100 円（税込）

電源 a～d の内 1 か所+電源 e～j の内 1 か所使用
→2,200 円（税込）

※電源から電源使用設備までのコード設置や養生は利用者が行うこととします。

※既に別の利用者が予約している場合は使用できません。



③広場に普段置かれている備品（テーブル等）をイベント利用に際し

て使用する場合、料金は生じませんが、イベント参加者以外も使える状態としてください。

④広電宮島駅周辺及び HIRODEN etto 周辺は什器の設置ができない箇所がございます。また、案内看板等の視認性確保のため、のぼり旗等の使用を制限させていただく箇所がございます。あらかじめ管理者と協議の上、設置場所を確定させてください。

⑤風に飛ばされやすいもの（チラシやプラスチック製品等）は、重しを置くなど、飛ばないように十分ご注意ください。

⑥使用料（上記①②）については、利用申込受付後、管理者よりメールにて請求書を発行しますので、請求書発行日から 1 カ月以内若しくはイベント日前日の、どちらか先に到来する日までに指定の口座へお振込みください。振込手数料は利用者負担となります。

4) 利用申込とキャンセル

①仮申し込みをホームページから受け付けております。利用内容の概要等を記載ください。

②利用申込はメールにて受け付けております。利用申込の確定は、申込時点ではなく、利用を許可した時点となりますのでご注意ください。

③利用申込の受付締め切りは、利用日（利用が複数日に渡る場合はその最初の日）の原則 3 週間前とします。

④利用申込をキャンセルする場合はメールにて管理者にご連絡ください。利用申込後の自己都合によるキャンセルやキャンセルの連絡がない場合、利用料金の 100%をキャンセル料としてお支払いいただきます。

⑤雨天のためイベントを開催できない場合は、別日（利用日から 3 か月以内）への振替が可能です。ただし、振替に適した日がない場合はキャンセルとなり、キャンセル料が発生します。

⑥利用日が荒天（朝 7 時時点で気象台が暴風警報を発している場合等）、災害発生、感染症流行等のためイベントが中止となった場合（※ 1）は、別日（利用日から 3 か月以内）への振替またはキャンセルすることができます。この場合、キャンセル料は生じません。返金が必要な場合、お支払い頂いている利用料金から振込手数料相当額を差し引いた額を返金します。

※ 1：状況によって、管理者からイベントの中止、延期をお願いする場合がございます。

5) 制限事項

①禁止行為

芝生広場の利用にあたり、以下の行為は禁止します。利用期間中であっても管理者側で以下の行為に該当すると判断した場合は利用中止とし、利用中止に伴い利用者側に生じた損害を管理者は賠償しません。

ア) 法令又は公序良俗に反する行為

イ) 施設、設備、植栽等の汚損、破損、持ち去り

ウ) 火災、爆発その他危険を生じるおそれのある行為

- エ) 喫煙（電子タバコを含む）
- オ) 騒音、大声、悪臭、発煙、危険なボール遊び等、周囲に迷惑または不快感を及ぼす行為
- カ) 暴力団その他反社会的勢力による利用
- キ) 宗教活動、政治的な活動、悪質商法に関わる活動
- ク) 許可なく、本ガイドライン5）制限事項②許可行為に定める行為等を行うこと。
- ケ) 申込時の利用目的と異なる利用
- コ) イベント利用の使用権の全部又は一部を第三者へ譲渡・転貸すること
- サ) その他、広場の管理運営上の支障があると管理者が判断する行為

②許可行為

以下の行為には管理者の許可が必要です。利用申込の際に申請し許可を受けてください。許可なしでの下記行為を管理者が確認した場合は、利用中止とすることがあります。利用中止に伴い利用者側に生じた損害を管理者は賠償しません。

- タ) 興行、展示、集会、演説、勧誘、競技会その他これらに類する行為
- チ) 物品その他の物の販売、又は金品の寄付募集等の行為
- ツ) 広告物又はこれに類する物の表示、配布
- テ) 業としての写真、映画等の撮影
- ト) 火気の使用
- ナ) 電源（15A 100V（1500W）コンセント）の使用、発電機の設置、照明・音響機器の設置
- ニ) 散水栓・流し台の使用。（流し台に固形物を流すような利用は許可しません）
- ヌ) 施設（テントを含む）、物品等の設置、柵等の設置
- ネ) 広場内への車両（自転車や荷車を含む）の乗り入れ
- ノ) 音楽ライブの開催、拡声器の使用、BGMとして音楽を流すなど、音が出るイベント

6) 管理責任

- ・利用期間中、利用者は本人確認できるものを所持のうえ、現地に常駐してください。
- ・イベント来訪者が広場外に多数滞留することのないよう、管理に努めてください。
- ・利用期間中に事故が発生した場合（利用者自身のみならず、関係業者やイベント来訪者に起因する場合を含む）、その責は利用者が負うものとします。事故防止のため、安全管理を徹底してください。万一、事故が発生した場合は速やかに管理者へ報告してください。
- ・利用者は、利用者の責任と費用負担において、必要な損害賠償保険や傷害保険等に加入してください。
- ・利用終了時には利用者が原状回復とともに広場の清掃を行うこととし、完了後に管理者が点検を行います。イベントの影響が広場の周辺に及ぶ場合は、周辺の清掃も行ってください。
- ・利用期間中にゴミが生じた場合は、利用者の責任で当日中に適切に処分してください。またイベント来訪者等がイベントで生じたゴミを広場外に捨てないよう、周知を徹底してください。
- ・当施設には駐車場・駐輪場はありません。イベント利用者の車両が敷地内に進入できるのは許可された車両（移動販売車や展示用の車両等）のみです。他の車両との調整が生じることがありますので、イベント開催前に管理者に相談してください。また、来訪者等が路上駐車や駐輪をしないよう、周知に努めてください。
- ・利用期間中に広場及び設備・備品を損傷・紛失した場合は、利用者が損害相当額を賠償するものとします。利用期間中は、広場や設備・備品を傷めないよう、適切に養生等を行ってください。万一、設備・備品を損傷・紛失した場合は速やかに管理者へ報告してください。
- ・利用に際し利用者が持ち込んだ物品等は利用者側の責任において管理することとし、損害（窃盗等によるものを含む）

が生じた場合に管理者はその損害を賠償しません。

- ・近隣からの苦情があった場合は、イベント実施中であっても管理者は利用者にイベントの中止を命じることがあります。中止に伴い利用者側に損害が生じた場合に管理者はその損害を賠償しません。
- ・イベント当日が荒天（朝7時時点で気象台が暴風警報を発している場合等）、災害発生、感染症流行等のため開催が難しいと管理者が判断する場合は、原則としてイベント利用を中止することとし、4）で定める内容に基づき、別日への振替またはキャンセルができます。中止に伴い利用者側に損害が生じた場合に管理者はその損害を賠償しません。
- ・雨天等によりイベントを開催できない場合は、速やかにその旨を管理者に連絡してください。4）で定める内容に基づき、キャンセルまたは別日（開催予定日から3か月以内）への振替が可能です。キャンセル（振替に適した日がないためにキャンセルとなる場合を含む）に伴い利用者側に損害が生じた場合に管理者はその損害を賠償しません。
- ・管理者が装飾を行っている（例えば冬季にイルミネーションを設置する等）期間内に利用する場合、利用者は管理者に対し装飾の移動や撤去を求めることはできません。装飾の内容を管理者に問い合わせたうえで、装飾がある前提でイベント計画を立ててください。

7) 法令の遵守

- ・広場利用にあたっては、関係する法令を遵守してください。また、行政当局等への届出等の手続きが必要になる場合は、利用者側で必要な手続きを行うこととし、許可証等の書類の写しを利用日前日までに管理者へ提出してください。
- ・届出等の手続きの不備により利用が不可能となった場合、管理者はその責を負いません。

8) その他の事項

- ・管理者が主催するイベントの一環として利用する場合は、上記1）～7）によらず、別途定めることとします。
- ・管理者が共催するイベントが利用する場合は、上記1）～7）の一部を適用外とすることがあります。

2. 利用の流れ

① 仮申請

使用をご希望の方はホームページのエントリーフォームにて仮申請してください。

② 申込内容の確認・調整

管理者にて申込内容を確認いたします。申込内容についてメールにてご質問等させていただきます。

③ 利用申込（受付終了：利用日の原則 3 週間前）※この時点で利用日時は確定していません。

イベント利用申込書を管理者にご提出ください。

④ 使用の許可（ご利用の確定）

利用内容の確認後、使用の許可手続きを管理者にて行います。（内容によっては許可できないものがございます。）
許可の場合、管理者よりメールにて利用確定を連絡いたします。

⑤ 使用料金の振込（請求書発行より 1 カ月以内若しくはイベント日前日の、どちらか先に到来する日）

管理者よりメールにて請求書を送付します。請求書発行から 1 カ月以内若しくはイベント日前日の、どちらか先に到来する日までに指定の口座にお振込みください（振込手数料は利用者負担）。期限内にお振込みがない場合は、キャンセル扱いとなりますのでご注意ください。

⑥ 許可証等の書類の写しの提出（行政当局等での手続きがある場合のみ）

イベント開催にあたり行政当局での手続きがある場合は、利用日の前日までに、許可証等の書類の写しを管理者へ提出（メール可）してください。

⑦ ご利用当日

利用規約に則り、健全なご利用をお願いいたします。利用者は本人確認のできるものを所持のうえ、利用期間中は現地
に常駐してください。利用後は原状回復と清掃を行い、管理者の確認を受けてください。

- ・ 禁止行為に該当する行為があった場合、近隣等からの苦情があった場合、官庁からの指導があった場合は、利用期間中であっても利用を中止して頂くことがあります。
- ・ 当日が荒天や災害発生等の場合は原則として利用を中止（キャンセルまたは別日への振替）することとします。
- ・ 利用をキャンセルする場合はお早めに管理者へご連絡ください。
- ・ 雨天等によりイベントを開催できない場合は、別日への振替が可能です。

⑧ 広場利用報告書のご提出のお願い

当日以降、管理者よりメールにて報告書のご提出のお願いをさせていただきます。
広場利用にあたり、お気づきの点等含めご回答ください。

3. お問い合わせ先

■ etto 管理事務所

メー ル etto@hiroden.co.jp

ウエ ブ <https://miyajimaguchi.net/shamoji-hiroba>

2024年 4月 1日 運用開始